主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、青色申告書の提出がなかつたとする原審の事実認定を非難するものであって、採用のかぎりでない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	寒	裁判官